



地方創生の推進に向けた厚生労働省の主な取組

令和元年11月22日
厚生労働省提出資料

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における厚生労働省関連施策

1. 地域共生社会の実現に向けた
包括的支援体制の構築について

【基本目標①】稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

- ・誰もが働きやすい魅力的な就業環境の確保
- ・多様な働き方の実現

【基本目標②】地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

【基本目標③】結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・結婚、妊娠・出産、子育ての支援
- ・仕事と子育ての両立支援
- ・女性活躍の推進

【基本目標④】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- ・疾病・介護予防や健康増進の取組の支援
- ・地域包括ケアシステムの推進

3. 健康寿命の延伸に向けた
介護予防・フレイル対策

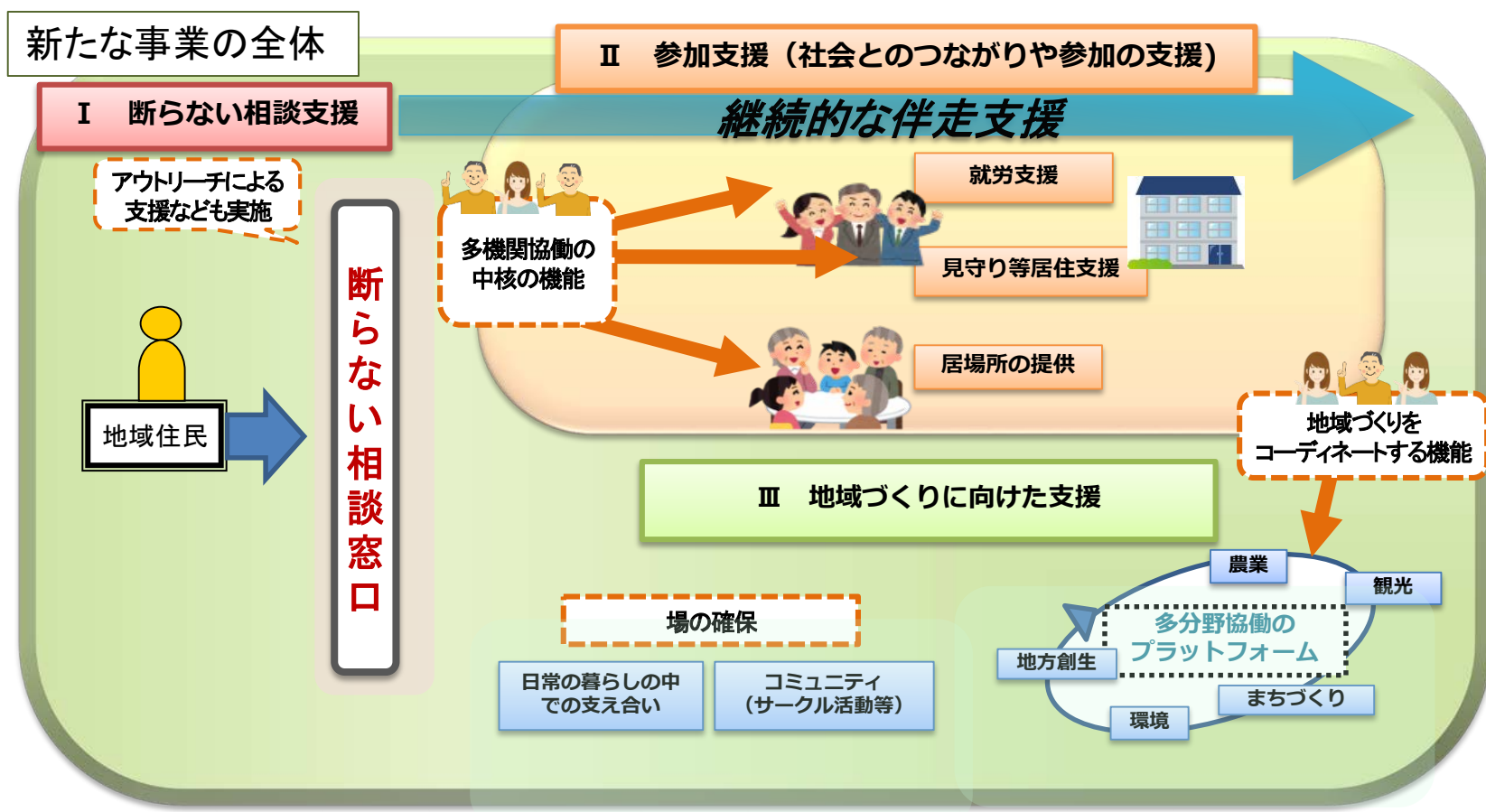
【横断的な目標①】
多様な人材の活躍を推進する
(地域コミュニティの維持・強化)

【横断的な目標②】
新しい時代の流れを力にする

2. 結婚・出産・
子育てしやすい
環境の整備

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、以下の3つを一体的に実施する事業を創設
 - I 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援（介護、障害、子ども、生活困窮者の相談支援に係る事業を一体的に実施）
 - II 就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する、参加支援
 - III 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する、地域づくりに向けた支援



結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

- 活力ある地域社会を維持するために、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援や子ども・子育て支援の更なる充実と、仕事と子育ての両立支援等の両面から結婚・出産・子育てしやすい環境整備を推進。

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子ども・子育て支援の更なる充実

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とし、子育て世代包括支援センターの設置を促進し、2020年度末までの全国展開を目指す。

(※) 実施市町村数：983市町村（2019年4月1日現在）

【参考】子育て世代包括支援センターの機能

保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う。

- 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するための産後ケア事業を推進する。

(※) 実施市町村数：667市町村（2018年度）

- 「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、2017年度末から約32万分の保育の受け皿を整備する。

(※) 待機児童数：16,772人（2019年4月時点）

- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までの待機児童の解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿整備を図る。

(※) 待機児童数：17,279人（2018年5月時点）

仕事と子育ての両立支援対策、女性の活躍推進

- 育児・介護休業法に基づく両立支援制度の周知・定着を図るとともに、子の看護休暇及び介護休暇の更なる柔軟化を行う。

- 仕事と子育てが両立しやすい職場環境を整備するため、

- ① 両立支援に取り組む事業主への助成金（両立支援等助成金）の拡充、
- ② 子育てサポート企業として認定する制度（くるみん及びプラチナくるみん）の普及促進等の施策を推進する。

- 働き方と休み方の見直しを進めるため、

- ① 時間外労働の上限規制の円滑な履行、
- ② 年次有給休暇の取得しやすい時季における集中的な広報を行う。

- 女性が働きながら安心して仕事と育児を両立できるような職場環境を整備する。このため、改正女性活躍推進法に基づき、常用労働者301人以上の事業主に対する情報公表の強化等は来年度施行、101人以上300人以下の事業主への対象拡大は2022年度施行に向け、事業主に対して必要な支援等を行い、円滑な施行を図る。

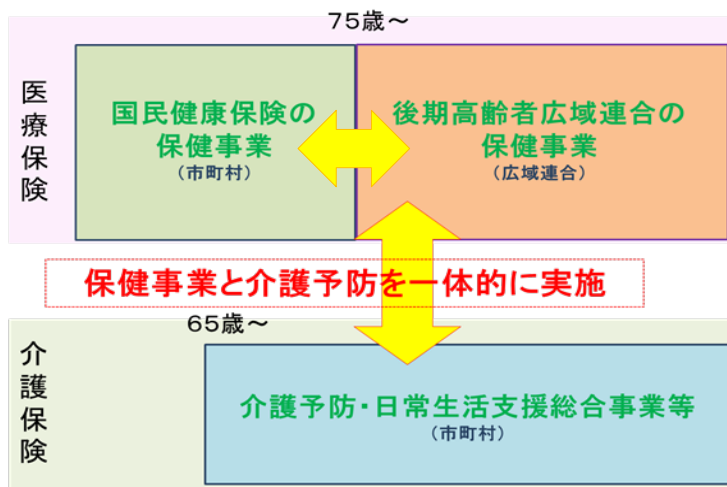
健康寿命の延伸に向けた介護予防・フレイル対策

- 2040年までに健康寿命を75歳以上とすることを旨し、地域の実情に応じた疾病・介護予防や健康づくりの取組を推進。
- 高齢者一人ひとりに対して、心身の多様な課題(フレイル等)に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、**市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進。**
- 介護予防について、更なる推進方策を検討するとともに、**介護保険の保険者機能強化推進交付金の中で重点的に評価。**

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- ・ 市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、2020年度以降、特別調整交付金を活用して、医療専門職を配置するとともに、次のような取組を強化（2019年通常国会に健康保険法等改正法案を提出し、成立（2020年4月施行））。

- ① 医療・介護情報等の一体的な分析
- ② 閉じこもりがちの方へのアウトリーチ支援
- ③ 必要な医療・介護サービスへの接続(かかりつけ医等との連携)
- ④ 通いの場の拡充と、市民自ら担い手となって参画する機会の充実



通いの場等の更なる拡充

- ・ 介護予防として、通いの場等を更に拡充して行くことが必要。
このため、有識者による検討会を設置し、今後求められる機能やPDCAサイクルに沿った推進方策等を検討し、年内に取りまとめ予定
- ・ 保険者機能強化推進交付金のメリハリ強化を行う中で、「通いの場」等介護予防を重点的に評価

